

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業（県営経営体
育成基盤整備事業（羽床上東地区））計画を平成21年2月13日定めた。

その関係書類を綾川町土地改良課において平成21年2月18日から同年3月10日まで縦覧に供する。

平成21年2月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀